

第58号議案参考資料

議案名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定を受ける際の添付書類が変更されたことに伴い所要の改正を行うとともに、手数料の金額の改定及び字句の整理を行う。 (別表第51項関係)

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受ける際の添付書類が変更されたことに伴い所要の改正を行うとともに、手数料の金額の改定及び字句の整理を行う。 (別表第52項関係)

3 施行期日

令和4年2月20日